

令和3（2021）年度 法学研究科博士課程前期2年の課程 入学試験問題（一般選抜）

（科目名） 憲法	
第1問	
(1)	憲法が集会の自由を保障していることの意義について説明しなさい。
(2)	A市民会館条例では、市長は「公の秩序をみだすおそれがある場合」には同市民会館の使用を許可してはならないと定めているとする（以下では、この規定のことを「本件規定」という。）。集会を行うことを目的とする会館の使用許可申請があった場合、A市長は本件規定をどのように解釈適用すべきかについて、最高裁判例にも触れつつ論じなさい。
	以上

令和3（2021）年度 法学研究科博士課程前期2年の課程 入学試験問題（一般選抜）

（科目名） 憲法

第2問

統治行為論とはどのような根拠に基づくどのような内容の理論か。この理論を日本国

憲法下の裁判所は、はたして、またどのような場合に、用いるべきか。以上について、

関連判例にも触れながら、論ぜよ。